

第二十一章 生産奨励金

1 第二十一章 生産奨励金

生産補助金が一次産品（原料）や他の商品に与える影響を、資本の利潤、土地と労働の年産出量、製造品と一次産品の相対価格という観点から整理すると、まず、政府が穀物に補助金を出し、その原資を全商品への課税で賄う場合、税はある階層から徴収して別の階層に配る再配分にすぎず、国全体の純富は増えも減りもしない。課税対象商品の自然価格と市場価格は税額分だけ上昇し、負担は消費者が負う。一方、穀物の自然価格は少なくとも補助金額だけ下がる。なぜならば、支給前の価格は地代と費用を賄い一般利潤率を確保できる水準にあつたため、支給後は、価格が少なくとも補助金額だけ下がらない限り、利潤が一般水準を超えてしまうからである。結局、課税は該当商品の価格を押し上げ、生産補助金は穀物価格を押し下げる。資本と人口の総量が一定である限り、穀物と製造品への需要は変わらず、農業と製造業の資本配分に恒常的な偏りや恒久的な変化は生じない。穀物が安くなつても農家の利潤は一般水準にとどまり、製造品が高くなつても製造業者の利潤は一般水準を割り込まない。したがつて、生産補助金は農業に

投じられる資本を増やさず、製造業の資本を減らすことも増やすこともない。地主については、一次產品への課税が穀物流地代（穀物建ての地代）を下げ貨幣地代（貨幣建ての地代）を不变とするのに対し、逆に生産補助金は穀物流地代を押し上げ、貨幣地代は据え置きとなる。同じ貨幣地代を受け取りつつ製造品にはより高い価格を、穀物にはより安い価格を支払うことになるため、最終的な豊かさの水準はおそらく変わらない。

この施策が賃金に及ぼす影響は、労働者が財貨を購入する際に負担する税額が、食料の値下がりという形で補助金から受け取る額に見合うかどうかにかかっている。両者が釣り合えば賃金は変わらないが、課税が労働者の消費しない品目にかかれば賃金は下がり、その差益は雇用主の利益になる。とはいっても、それは見かけの利益にすぎない。賃金が下がれば利潤率は上がるが、補助金の財源は結局どこかで賄われ、労働者の負担が軽くなる分雇用主の負担が重くなるからである。言い換えると、雇用主は自らの支出を通じて税に拠出する額と、補助金の効果およびより高い利潤率から受け取る額とがつり合うことになる。高い利潤率は、雇用主が自分の負担に加えて労働者の負担まで肩代わりしたことへの見返りにすぎず、その内訳は、労働者分についての見返りが賃金の低下、すなわち利潤の増加として、自分の分についての見返りが補助金による自分が消費する

3 第二十一章 生産奨励金

穀物の値下がりとして現れる。

ここでの要点は、穀物の労働価値そのものの変化と、租税や奨励金による相対価値の変化とでは、利潤への作用の性質が異なるということである。必要労働が縮小して穀物の価格が自然要因で低下すれば、生産性が高まり、同じ資本と労働で産出量が増えるため、利潤率だけでなく利潤額も増える。資本家は同じ貨幣資本でより大きな貨幣収入を得て、それでより多くの財を購入できるから、実質的な購買力が高まる。これに対し奨励金に支えられた人為的な下落では、一つの財の安さは別の財に比例以上に高い価格を払わされる不利で相殺され、利潤率が上昇してもそれは高い価格水準への補填にとどまり、国内の土地と労働の産物に対する実質的な購買力は強まらない。穀物の価格の下落が自然要因ならば、原材料が下がるため、それらから作られる他の財も下がり、他の財の上昇で相殺されることはないが、人為的な下落ではどこかの財の実質価値が上昇し、穀物は安くなつても他の品は割高になる。

必需品への課税は賃金を押し上げて利潤率を押し下げるが、それを理由として特別な不利益が生じるわけではない。利潤は低下するものの、その減少幅は労働者の税負担分に限られる。税の負担は最終的に雇用主か労働者の仕事の産物を消費する者によつて支

払われる。雇用主の収入から年額五〇ポンドを直接差し引く場合と、雇用主が消費する財の価格に五〇ポンドを上乗せする場合とで、雇用主自身にも社会にも実質的な差はない。違いは、その影響が他のすべての階層に等しく及ぶかどうかの一点に尽きる。税が価格に上乗せされるならば、僕らは消費を抑えて税を回避できるが、税が各人の収入から間接的に差し引かれる方式ならば、応分の公的負担から逃れられない。

穀物生産への奨励金は、国内の土地と労働が生み出す年間の総産出に実質的な影響を及ぼさない一方で、穀物の相対価格を引き下げ、製造品の相対価格を押し上げる。そこで、これとは逆の措置が採られると仮定し、穀物に課税して得た税収を財源として他の商品生産への奨励金に充てることを考える。

この条件では、穀物は高くなり、工業製品は安くなることは明らかである。労働者が穀物高で被る損失と工業製品の値下がりで得る利益がちょうど相殺されるなら、賃金は据え置かれるが、そうでなければ、賃金は上昇し、利潤は下がり、貨幣地代は以前と同じままである。利潤が下がるのは、先に述べた通り、労働者の税負担分を雇用者が賃金として実質的に負担するためである。賃金の上昇によって、労働者は穀物価格に含まれる税の分については補償されるが、賃金の一部でも工業製品に支出しなければ奨励金の恩恵

は受けない。奨励金はすべて雇用者が受け取り、税の一部は被雇用者が負担するため、この増負担に対しては賃金という形で労働者に補償がなされ、結果として利潤率は低下する。結局、この制度は複雑なだけで、国全体としての効果は全く生じない。

本書では、この問題を検討するにあたり、この施策が対外貿易に及ぼす影響を意図的に除外し、むしろ他国との通商上の結び付きのない閉鎖経済を想定してきた。奨励金がどこに向けられようと、国内の穀物や諸商品の需要は変化せず、資本がある部門から他部門へ移る誘因は生まれないと考えてきたが、対外貿易があり、しかも自由であれば事情は異なる。諸商品と穀物の相対価値を変え、その自然価格に強く作用することによって、自然価格が下がった品目の輸出は伸び、上昇した品目の輸入も同程度に増える。その結果、この種の財政措置は雇用の自然な配分を大きく歪め、その効果は外国に有利に働き、そのような不合理な政策を採る国にとつては破滅的になりかねない。